

# 多良木町下水道事業経営戦略

令和 8 年度～令和 17 年度

(2026 年度～2035 年度)



令和 8 年 3 月

多良木町 建設課

## 目次

1 経営戦略策定の趣旨	1
1.1 下水道事業を取り巻く環境	1
1.2 国（総務省）の方針	2
1.3 多良木町下水道事業経営戦略策定の目的	3
1.4 計画期間及び目標年次	3
1.5 経営戦略策定手順	4
2 下水道事業の概要	5
2.1 下水道事業の計画諸元	5
2.2 下水道事業の現況	7
2.3 民間活力の活用等	12
2.4 経営比較分析表を活用した経営分析	13
3 将来の事業環境	16
3.1 行政区域内人口の予測	16
3.2 処理区域内人口の予測	18
3.3 有収水量の予測	20
3.4 污水管路施設などの新設計画	24
3.5 污水管路施設などの改築計画	24
3.6 流域下水道建設負担金	25
3.7 組織の見通し	26
4 経営の基本方針	27
5 投資・財政計画の策定	28
5.1 収益的収支における諸元設定	28
5.2 資本的収支における諸元設定	36
5.3 基本パターンの考察(下水道事業)	39
5.4 定量的な業績指標及び目標年限	42
5.5 収入増加のための具体的取組及び実施時期	43
5.6 支出削減のための具体的取組及び実施時期	43
5.7 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成	44
6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	50

# 1 経営戦略策定の趣旨

## 1.1 下水道事業を取り巻く環境

我が国における下水道事業は、公衆衛生の確保・生活環境の改善・浸水対策・水質保全という目標のもと、明治33年の旧下水道法成立以降、国の発展に貢献してきました。

なかでも、高度経済成長期以降、都市化の発展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため下水道整備が進められた結果、令和5（2023）年度末の下水道施設の総量は、下水道管渠が約50万km、下水処理場が約2,200箇所にとどります。（国土交通省HPより）

近年では、それら施設の改築更新や維持管理をいかに行っていくかが大きな課題となっている一方で、人口減少、住民の節水意識の向上及び節水機器の普及等による有収水量の減少に伴う収入の減少も見込まれ、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。

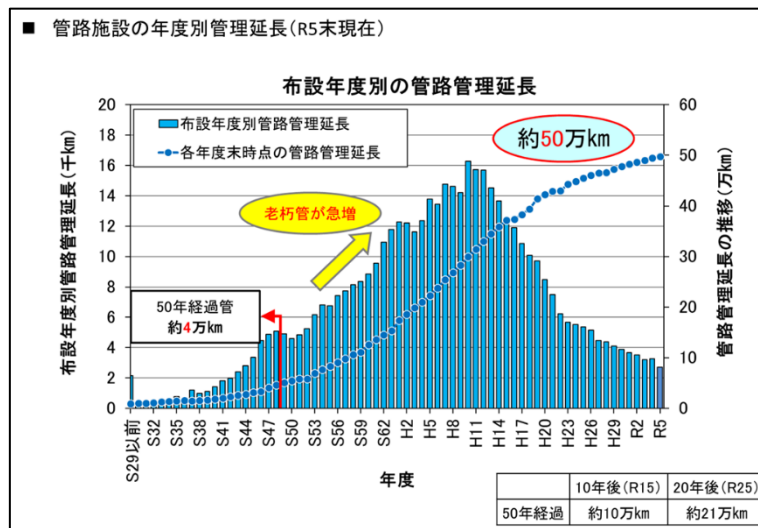


図 1-1 管路施設の年度別管理延長

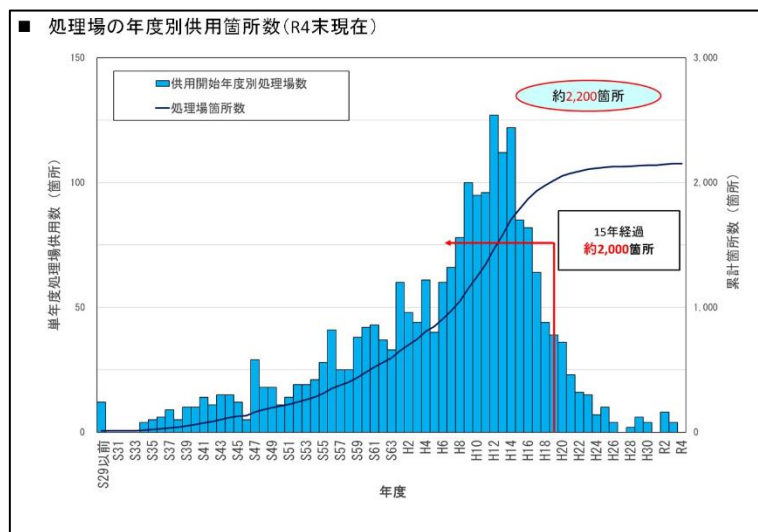


図 1-2 処理場の年度別供用箇所数

両図出典：「国土交通省HP」より

## 1.2 国（総務省）の方針

経営戦略は、平成 26(2014)年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取組の一つとして策定することが求められました。

さらに、平成 28(2016)年 1 月には「経営戦略の策定推進について」において、令和 2(2020)年度までに経営戦略の策定率を 100%とすることとされており、下水道事業の高資本費対策に要する経費に掛かる地方税交付措置を講じるに当たっては、平成 29(2017)年度から経営戦略の策定が要件となっています。また、令和 4 年度に総務省より通達された「経営戦略」の改定推進について(令和 4 年 1 月 25 日付け)には経営戦略の見直し率を令和 7 年度までに 100%とする旨が記載されています。

経営戦略とは、公営企業における経営の基本計画であり、老朽化施設の大量更新時期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等からなる経営環境の厳しさが増すなか、これらの問題を解消するために、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」が求められます。つまり、この取組を具現化したものが「経営戦略」です。

下水道事業においては、『経営戦略策定・改定マニュアル』(令和 4 年 1 月)に、経営戦略に盛り込むべき内容が取りまとめられており、その概要は次表に示すとおりです。

表 1-1 下水道事業経営戦略における国の方針

大項目	中項目	内容
下水道事業の概要	下水道事業の現況	供用開始年度、処理区域内人口密度、使用料、組織体制等
	民間活力の活用等	包括的民間委託等の活用状況
	経営比較分析表を活用した現状分析	総務省の「経営比較分析表」を添付、経費回収率の確認
将来の事業環境	行政区域・処理区域内人口の予測	投資・財政計画に用いる収入・支出の根拠数値として取りまとめる
	有収水量の予測	
	使用料収入の見通し	
	施設の見通し	
	組織の見通し	
経営の基本方針	—	下水道事業を継続する上での経営理念や基本方針等
投資・財政計画 (収支計画)	投資・財政計画	収益的収支と資本的収支に分類し、収支見通しを予測する
	投資・財政計画の説明	計画の根拠及び考え方をとりまとめる
	今後検討予定の取組の概要	将来の各種取組の概要を記載
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	—	進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方を記載

### 1.3 多良木町下水道事業経営戦略策定の目的

本町における特定環境保全公共下水道事業（以下、「下水道事業」と言う。）については、管路施設やマンホールポンプ等多くの施設を有しており、将来的に更新費用が増大していくことが見込まれます。また、多良木町全体の人口も減少していくことが予想され、本町下水道事業の経営状況は、ますます厳しいものとなるが見込まれます。また、本町下水道事業では令和6（2024）年4月1日より公営企業会計方式（全部適用）へ移行を行うことで経営の透明化を図るとともに、適切な経営状況の把握が可能となりました。

これらの状況に対応するため、本町下水道事業では将来にわたって住民生活に必要な下水道事業を安心かつ安定的に提供していくことを目的に、本経営戦略を策定します。

計画策定にあたり、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用に加えて、物価上昇等も考慮して料金改定や経営改革、効率化の検討を行います。

なお、経営戦略は、3年から5年ごとに見直し、PDCAサイクルを働かせることが必要とされています。

### 1.4 計画期間及び目標年次

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』と『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、個々の団体・事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については30～50年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は10年間（令和8(2026)年度～令和17(2035)年度）とし、投資・財源試算期間は30年間（令和8(2026)年度～令和37(2055)年度）とします。

#### 多良木町下水道事業経営戦略計画期間

投資・財政計画： 10年間【令和8(2026)年度～令和17(2035)年度】

投資・財源試算： 30年間【令和8(2026)年度～令和37(2055)年度】



## 2 下水道事業の概要

### 2.1 下水道事業の計画諸元

本町特定環境保全公共下水道事業は整備が完了している状況です。以下に、本町特定環境保全公共下水道事業における現計画の概要を示します。

表 2-1 多良木町特定環境保全公共下水道事業計画諸元

項目	全体計画	事業計画
建設事業開始年月日	平成 6 年 2 月 1 日	
供用開始年月日	平成 11 年 4 月 1 日	
法適用年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
計画目標年次	令和 17 年度	令和 10 年度
計画面積	332ha	332ha
計画人口	4,230 人	4,390 人
家庭汚水量原単位 (地下水含む)	日平均：350L/人/日 日最大：435L/人/日 時間最大：700L/人/日	
計画汚水量 (観光排水、工場排水含む)	日平均：1,754 m <sup>3</sup> /日 日最大：2,113 m <sup>3</sup> /日 時間最大：3,508/日	日平均：1,895 m <sup>3</sup> /日 日最大：2,268 m <sup>3</sup> /日 時間最大：3,789 m <sup>3</sup> /日

※「令和 4 年度多良木町特定環境保全公共下水道事業計画書(変更)」より



図 2-1 下水道計画一般図

## 2.2 下水道事業の現況

### (1) 特定環境保全公共下水道事業の現況

本町の下水道事業は管路施設、マンホールポンプから構成されており、平成6（1994）年2月に事業着手し、平成11（1999）年4月に供用開始しています。

その後、現在に至るまで整備事業を重ね、令和6（2024）年度末時点における下水道処理人口普及率は65.5%であり、水洗化率は87.9%となっています。

また、令和6（2024）年4月より、地方公営企業法を適用し、経営成績や財政状況をよりの確に把握することが可能となりました。

表 2-2 特定環境保全公共下水道事業の現況（令和6年度）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成11年度 （26年）	法適（全部適用・一部 適用）非適の区分	令和6年4月1日 全部適用
処理区域内人口密度 （人/ha）	15.9	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	1区（球磨川上流多良木処理区）		
処理場数	無し		
広域化・共同化・最適 化実施状況	無し		

(2) 下水道使用料

現在、本町特定環境保全公共下水道事業の下水道使用料体系は、人頭制を採用しています。

表 2-3 料金体系の概要・考え方(1/4)

使用料体系の概要・考え方	区分	基本料	人数割(1人当り)	摘要
基本	一般世帯 1~5人	1,200円	900円	
	一般世帯 6人~	1,200円	450円	

表 2-4 料金体系の概要・考え方(2/4)

類似用途別番号	建物用途			算定人槽		
				処理人員	地域補正	
1	集会場関係	ア	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	人槽=0.08人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	0.3	
		イ	競輪場・競馬場・競艇場	人槽=16人×総便器数(個)		
		ウ	観覧場・体育館	人槽=0.065人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
2	住宅施設関係	ア	住宅	延べ床面積≤130m <sup>2</sup>	5人	1.0
				延べ床面積≥130m <sup>2</sup>	7人	
			二世帯住宅	10人		
		イ	共同住宅	人槽=0.05人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
		ウ	下宿・寄宿舍	人槽=0.07人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
エ	学校寄宿舍・老人ホーム・養護施設	人槽=定員				
3	宿泊施設関係	ア	ホテル・旅館	結婚式場・宴会場 有	人槽=0.15人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	0.3
				結婚式場・宴会場 無	人槽=0.075人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	
		イ	モーター	人槽=5人×客室数		
	ウ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホテル	人槽=定員			

表 2-5 料金体系の概要・考え方(3/4)

類似用途 別番号	建物用途				算定人槽		
					処理人員	地域補正	
4	医療 施設 関係	ア	病院・ 療養 所・伝 染病院	業務用の 厨房設備 又は洗濯 設備を設 ける場合	300床未満	人槽=8人×ベッド数	1.0
					300床以上	人槽=2,400人+11.43人×(ベッド 数-300)	
				業務用の 厨房設備 又は洗濯 設備を設 けない場 合	300床未満	人槽=5人×ベッド数	
					300床以上	人槽=1,500人+7.14人×(ベッド 数-300)	
		イ	診療所・医院	人槽=0.19人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
5	店舗 施設 関係	ア	店舗・マーケット	人槽=0.075人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	0.3		
		イ	百貨店	人槽=0.15人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
		ウ	飲食店	一般の場合		人槽=0.72人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	
				汚濁負荷が高い		人槽=2.94人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	
				汚濁負荷が低い		人槽=0.55人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	
		エ	喫茶店	人槽=0.80人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
6	娯楽 施設 関係	ア	玉突場・卓球場	人槽=0.075人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	0.3		
		イ	パチンコ店	人槽=0.11人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
		ウ	囲碁・マージャンクラブ	人槽=0.15人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
		エ	ディスコ	人槽=0.50人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
		オ	ゴルフ練習場	人槽=0.25人×打席数			
		カ	ボーリング場	人槽=2.5人×レーン数			
		キ	バッティング場	人槽=0.20人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )			
		ク	テニス 場	ナイター設備有		人槽=3人×コート数	
				ナイター設備無		人槽=2人×コート数	
ケ	遊園地・海水浴場	人槽=16人×便器数					

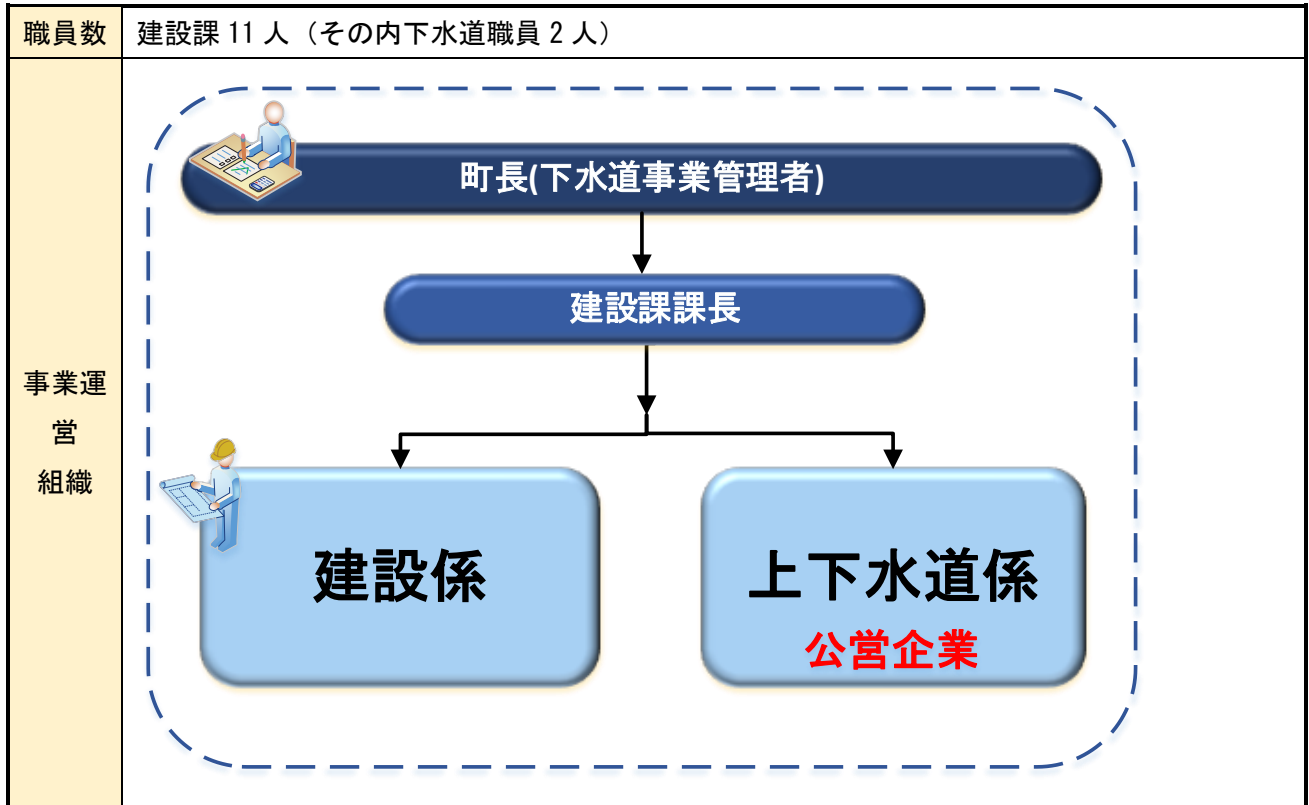
表 2-6 料金体系の概要・考え方(4/4)

類似用途 別番号	建物用途			算定人槽			
				処理人員	地域補 正		
6		コ	プール・スケート場		$\text{人槽} = \frac{20 \times \text{大便器数} + 120 \times \text{小便器数}}{8} \times 1 \text{ 日平均使用時間}$	0.3	
		サ	キャンプ場		人槽=0.56人×収容人員		
		シ	ゴルフ場		人槽=21人×ホール数		
7	駐車場関係	ア	サービ スエリ ア	便所	一般部	人槽=3.60人×駐車樹数	0.3
				観光部	人槽=3.83人×駐車樹数		
					売店なしPA	人槽=2.55人×駐車樹数	
		売店	一般部	人槽=2.66人×駐車樹数			
			観光部	人槽=2.81人×駐車樹数			
		イ	駐車場・自動車車庫		プール・スケート場と同じ		
ウ	ガソリンスタンド		人槽=1営業所当たり20人				
8	学校施設	ア	保育所・幼稚園・小学校・中学校		人槽=0.20人×定員	1.0	
		イ	高校・大学・各種学校		人槽=0.25人×定員		
		ウ	図書館		人槽=0.08人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
9	事務所	ア	事務所	業務用厨房設備有	人槽=0.075人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	1.0	
				業務用厨房設備無	人槽=0.06人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
10	作業所		工場・ 作業・ 試験所	厨房設備有	人槽=0.75人×定員(m <sup>2</sup> )	1.0	
				厨房設備無	人槽=0.30人×定員		
11	他の 用途 に属 さない施 設	ア	市場		人槽=0.02人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )	0.3	
		イ	公衆浴場		人槽=0.17人×延べ床面積(m <sup>2</sup> )		
		ウ	公衆便所		人槽=16人×総便器数		
		エ	駅・パ スター ミナル	乗降客10万人未満	人槽=0.008人×乗降客(人/日)		
				乗降客20万人未満	人槽=0.010人×乗降客(人/日)		
乗降客20万人以上	人槽=0.013人×乗降客(人/日)						

(3) 組織

下水道事業は現在、建設課にて各種事務執行されており、令和 6(2024)年度時点で損益勘定所属職員 2 名で運営を行っています。現行の組織体制は次表に示すとおりです。

表 2-7 職員数・事業運営組織に関する概要



※令和 7(2025)年度時点

## 2.3 民間活力の活用等

表 2-8 民間活力の活用等の概要

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプの定期点検を民間業者へ委託。
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	令和 7 年度に流域下水道にて導入可能性調査が実施されている。本町の対応方針については、当該調査結果を踏まえ決定する予定である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) <sup>※3</sup>	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) <sup>※4</sup>	

※3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

※4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

## 2.4 経営比較分析表を活用した経営分析

公営事業において経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられたものが経営比較分析表です。この図表で用いられる各種指標及び経営比較分析表は以下より示すとおりです。

表 2-9 経営比較分析表に用いられる指標等（その1）

項番	項目	算出式	説明
1	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
2	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表します。 (累積欠損金: 営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)
3	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表します。
4	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。
5	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表します。
6	汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・維持管理費両方を含めた汚水処理にかかるコストを表します。
7	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表します。
8	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表します。

表 2-10 経営比較分析表に用いられる指標等（その2）

項番	項目	算出式	説明
9	有形固定資産 減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示します。
10	管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示します。
11	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表します。

# 経営比較分析表（令和6年度決算）

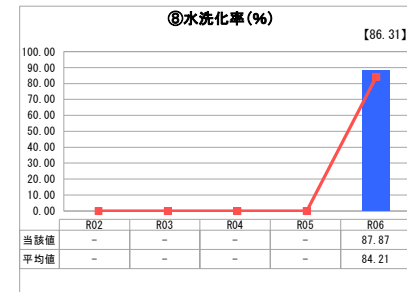
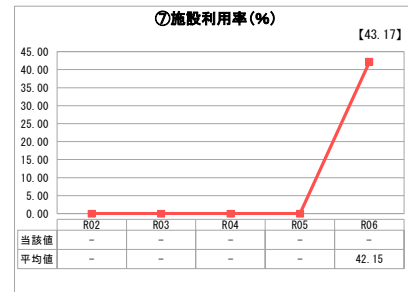
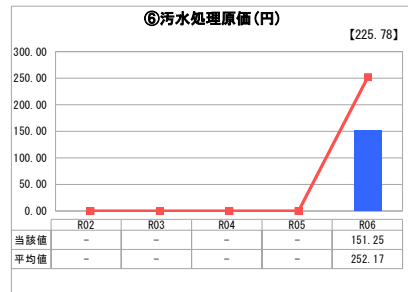
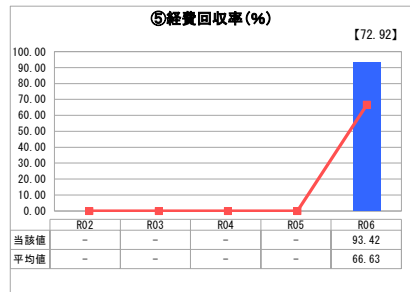
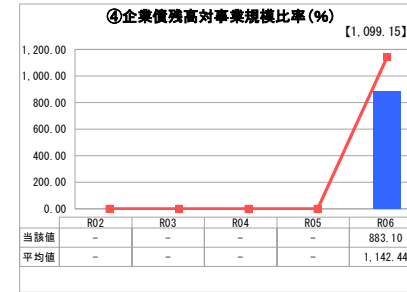
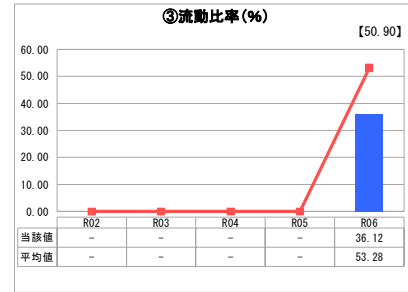
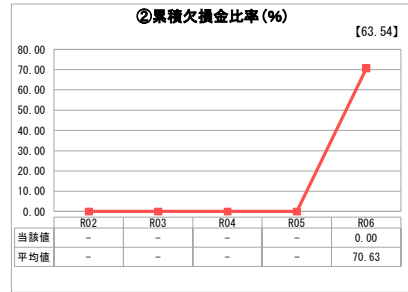
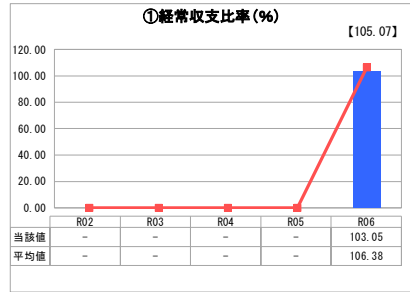
熊本県 多良木町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	80.06	65.49	100.00	4,290

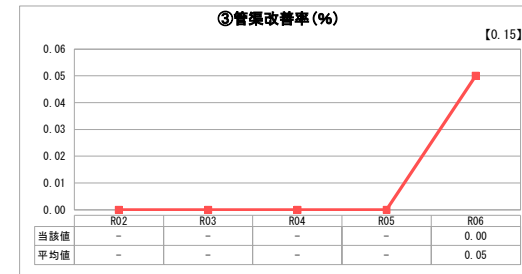
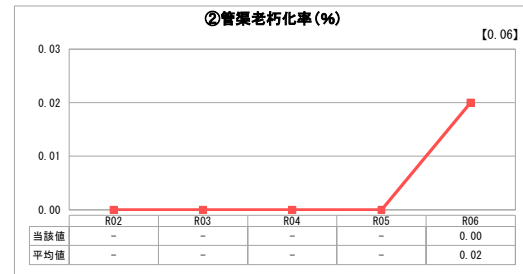
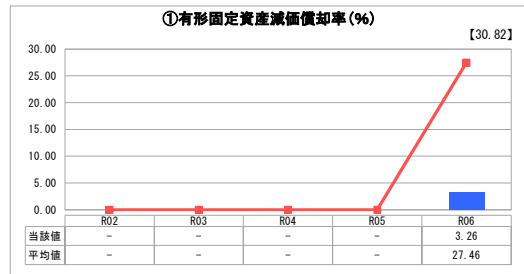
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,321	165.86	50.17
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,369	3.32	1,617.17

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	令和6年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①令和6年度から公営企業会計へ移行した。経常収支比率について、令和6年度は103.05%で、健全経営となっているが、⑤経費回収率は93.42%となっており、使用料で回収すべき経費は賚っていない状況である。一般会計からの繰入金に依存している状況である。経費抑制に努め、使用料の見直しが必要である。  
④平成28年度末に整備完了しており、償還のピークも過ぎたことから、減少していく予定である。  
⑦水洗化率については、類似団体より上回っている状況だが、公共用水域の水質保全や、使用料収入増加の観点から100%が望ましいため、未接続世帯へ接続の促進を図る必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

管渠は、供用開始から26年が経過しているが、法定耐用年数まで期間があるため、更新の予定はない。  
ストックマネジメント計画に基づき、定期的な点検等を実施し、計画的に機械設備等の更新を行う必要がある。

## 全体総括

令和6年度から法適用となり、保有資産の価値や事業の経営状況を的確に把握することができるようになった。  
本町は、供用開始から使用料の改定がなされておらず、現在の経営状況は、一般会計からの繰入に依存する状況である。今後、施設の維持管理及び更新等の財源を確保するためには、使用料の改定を実施、支出の抑制など経営改善を図る必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

### 3 将来の事業環境

#### 3.1 行政区域内人口の予測

本町では、「多良木町人口ビジョン 平成 27 年 10 月」(以下、「人口ビジョン」という。)にて将来人口推計を公表しております。

また、国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)では令和 5(2023)年度に最新の推計値を発表しています。

以上より、本経営戦略における行政人口は最近発表された「社人研値」を採用するものとします。

なお、「社人研」将来行政人口は 5 年ごとに値が算出されているため、中間年度は直線補間にて将来行政人口を設定します。また、「社人研」将来行政人口は令和 32(2050)年までのデータとなっているため、令和 32(2050)年以降は令和 31(2049)年から令和 32(2050)年の増減率がそのまま続くものとして算定を行います。

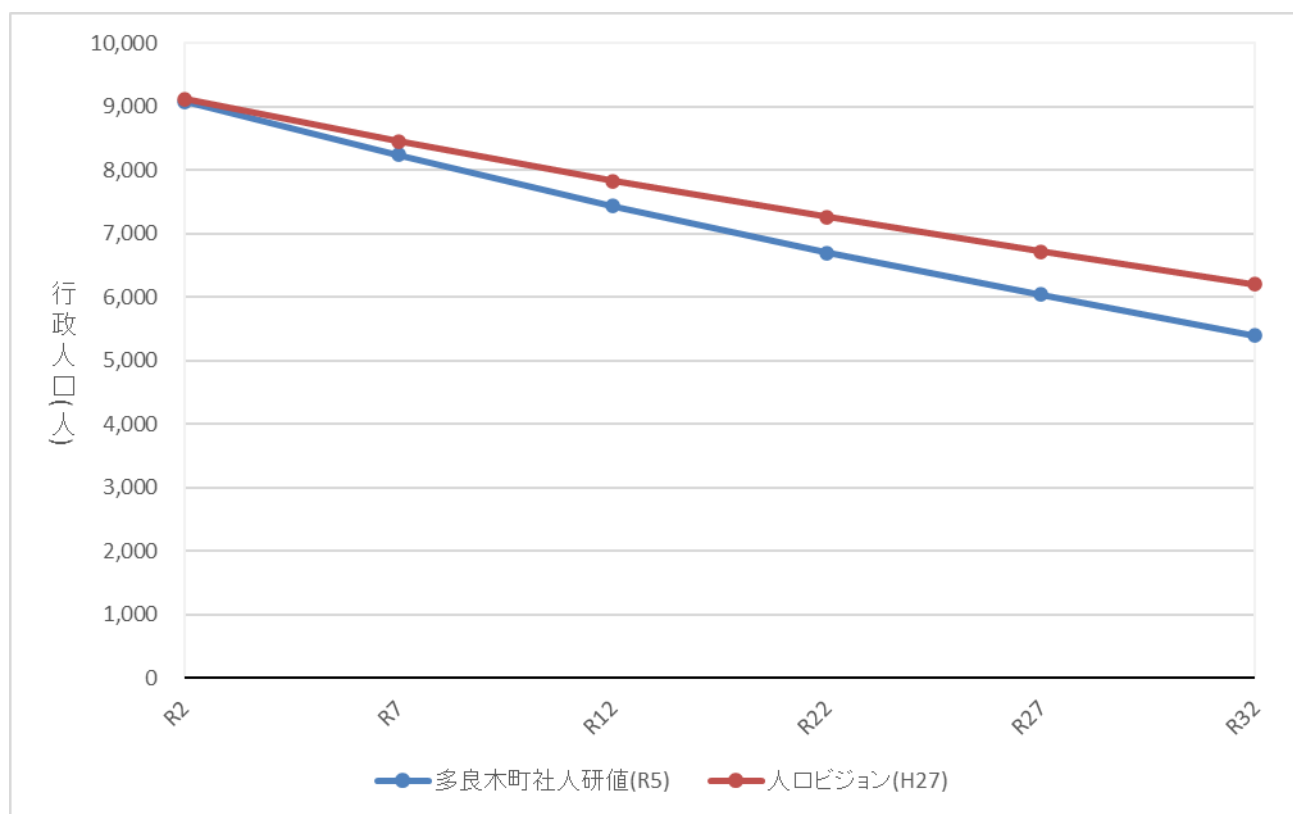


図 3-1 行政人口の差異

次頁に本経営戦略における行政区域内人口を示します。行政人口は令和 8(2026)年度から令和 37(2055)年度までに約 3,800 人減少する結果となっています。

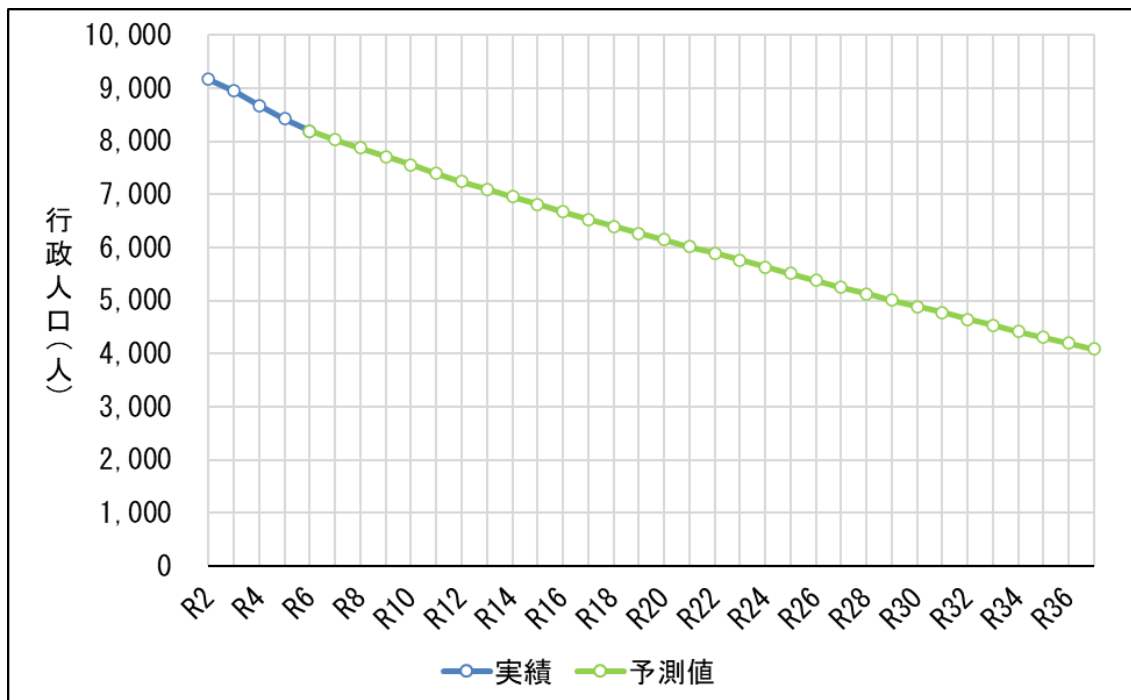


図 3-2 行政人口の推移

表 3-1 将来行政区域内人口

年度		行政人口(人)	年度		行政人口(人)
和暦	西暦		和暦	西暦	
R6	2024	8,198	R22	2040	5,894
R7	2025	8,036	R23	2041	5,767
R8	2026	7,878	R24	2042	5,640
R9	2027	7,720	R25	2043	5,513
R10	2028	7,562	R26	2044	5,386
R11	2029	7,404	R27	2045	5,257
R12	2030	7,248	R28	2046	5,137
R13	2031	7,104	R29	2047	5,017
R14	2032	6,960	R30	2048	4,897
R15	2033	6,817	R31	2049	4,777
R16	2034	6,674	R32	2050	4,656
R17	2035	6,532	R33	2051	4,538
R18	2036	6,404	R34	2052	4,423
R19	2037	6,276	R35	2053	4,311
R20	2038	6,148	R36	2054	4,202
R21	2039	6,020	R37	2055	4,096

### 3.2 処理区域内人口の予測

#### (1) 特定環境保全公共下水道事業

本町の特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口は、事業の整備が概ね完了していることから、行政人口同様に減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和6年度(2024)の処理区域内人口を基準とし、行政人口の減少率を用いて予測を行います。

#### [処理区域内人口算出例]

令和7年度処理区域内人口

= 令和6年度処理区域内人口 × 令和7年度行政区域内人口減少率

= (8,198 人 × 0.972)

= 8,036 人

以降に、処理区域内人口の算定結果を示します。

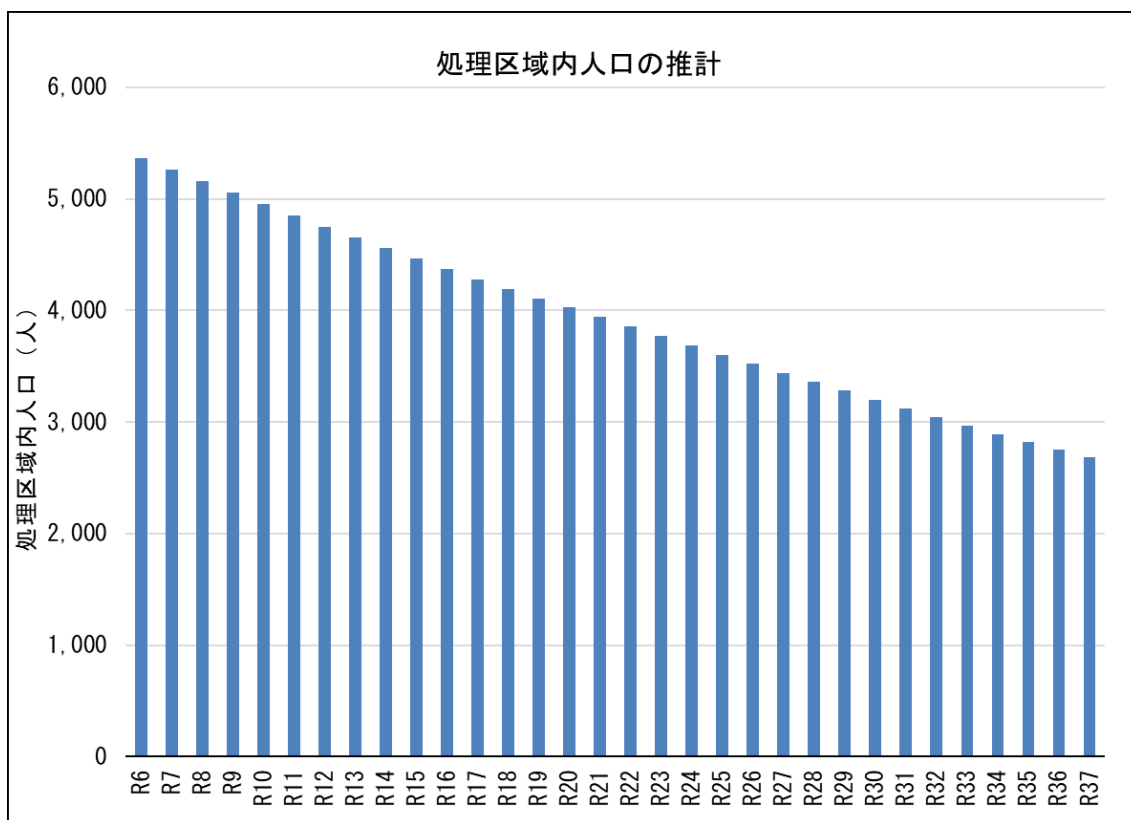


図 3-3 本町下水道事業における処理区域内人口の推移

#### (2) 予測結果まとめ

推計の結果、処理区域内人口は令和8(2026)年度から令和37(2055)年度で約2,500人減少する見込みです。

表 3-2 本町下水道事業における処理区内人口予測結果

項目 年度		行政区域内 人口減少率	処理区内人口 (人)	備考
R6	2024	97.2%	5,369	実績値
R7	2025	98.0%	5,262	以降予測値
R8	2026	98.0%	5,157	
R9	2027	98.0%	5,054	
R10	2028	98.0%	4,953	
R11	2029	97.9%	4,849	
R12	2030	97.9%	4,747	
R13	2031	98.0%	4,652	
R14	2032	98.0%	4,559	
R15	2033	97.9%	4,463	
R16	2034	97.9%	4,369	
R17	2035	97.9%	4,277	
R18	2036	98.0%	4,191	
R19	2037	98.0%	4,107	
R20	2038	98.0%	4,025	
R21	2039	97.9%	3,940	
R22	2040	97.9%	3,857	
R23	2041	97.9%	3,772	
R24	2042	97.8%	3,689	
R25	2043	97.8%	3,604	
R26	2044	97.7%	3,521	
R27	2045	97.6%	3,436	
R28	2046	97.7%	3,357	
R29	2047	97.7%	3,280	
R30	2048	97.6%	3,201	
R31	2049	97.6%	3,121	
R32	2050	97.5%	3,043	
R33	2051	97.5%	2,967	
R34	2052	97.5%	2,893	
R35	2053	97.5%	2,821	
R36	2054	97.5%	2,750	
R37	2055	97.5%	2,681	

### 3.3 有収水量の予測

有収水量は、人口減少傾向を考慮した水洗化人口の将来予測を行い、水洗化人口に一人一日あたり有収水量により算定します。

#### (1) 水洗化率の目標設定

将来の水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じることにより推計しますが、下水道普及促進に伴い変動するため水洗化率の将来予測が必要となります。

本町特定環境保全公共下水道事業における水洗化率は直近 5 ヶ年で増加傾向であり今後、水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれます。本経営戦略では、計画期間である令和 17 (2035) 年において、90.0%を目標として設定します。

なお、水洗化率は令和 7 (2025) 年度の水洗化率を基準とし、目標値である 90.0%まで均一に推移すると仮定します。

表 3-3 水洗化率の実績及び目標設定

R2	R3	R4	R5	R6	目標設定
79.0%	81.4%	83.2%	85.7%	87.9%	R17 で 90.0%を目標

#### [水洗化率算出例 (特定環境保全公共下水道事業)]

$$\begin{aligned} \text{令和 7 年度水洗化率} &= \text{令和 6 年度水洗化率} + \text{単年度変化率} \\ &= 87.9 \% + ((90.0 \% - 87.9\%) \div 11) \\ &= 88.09\% \end{aligned}$$

単年度変化率は、令和 17 年度と令和 7 年度の水洗化率の差を、改定年度を含めた計画期間の 11(年間)で除することにより算出しています。

以降に水洗化人口の予測結果を示します。水洗化人口は令和 8(2026)年度から令和 37(2055)年度にかけて約 2,141 人減少することが予想されます。

表 3-4 特定環境保全公共下水道事業における水洗化人口の予測結果

項目 年度		処理区域 内人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率	項目 年度		処理区域 内人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率
R6	2024	5,369	4,718	87.90%	R22	2040	3,857	3,471	90.00%
R7	2025	5,262	4,636	88.09%	R23	2041	3,772	3,395	90.00%
R8	2026	5,157	4,554	88.28%	R24	2042	3,689	3,320	90.00%
R9	2027	5,054	4,473	88.47%	R25	2043	3,604	3,244	90.00%
R10	2028	4,953	4,393	88.66%	R26	2044	3,521	3,169	90.00%
R11	2029	4,849	4,311	88.85%	R27	2045	3,436	3,092	90.00%
R12	2030	4,747	4,225	89.05%	R28	2046	3,357	3,021	90.00%
R13	2031	4,652	4,150	89.24%	R29	2047	3,280	2,952	90.00%
R14	2032	4,559	4,076	89.43%	R30	2048	3,201	2,881	90.00%
R15	2033	4,463	3,999	89.62%	R31	2049	3,121	2,809	90.00%
R16	2034	4,369	3,923	89.81%	R32	2050	3,043	2,739	90.00%
R17	2035	4,277	3,849	90.00%	R33	2051	2,967	2,670	90.00%
R18	2036	4,191	3,772	90.00%	R34	2052	2,893	2,604	90.00%
R19	2037	4,107	3,696	90.00%	R35	2053	2,821	2,539	90.00%
R20	2038	4,025	3,623	90.00%	R36	2054	2,750	2,475	90.00%
R21	2039	3,940	3,546	90.00%	R37	2055	2,681	2,413	90.00%

(2) 一人一日あたり有収水量

特定環境保全公共下水道事業における一人一日あたり有収水量の実績は次表に示すとおりです。ここで、表中の一人一日あたり有収水量とは有収水量の総量から水洗化人口で除した水量を示しています。

表 3-5 一人一日あたり有収水量の実績

項目	算定式 (実績値)	実績値				
		R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
①水洗化人口(人)	-	4,708	4,745	4,733	4,748	4,718
②年間有収水量(m <sup>3</sup> /年)	-	674,143	695,299	699,261	718,813	761,609
③一日あたり有収水量(m <sup>3</sup> /日)	②÷365 <sup>※1</sup>	1,842	1,905	1,916	1,969	2,081
④一人一日あたり排除量(l/日/人)	③÷①×1,000	391	401	405	415	441

※一人一日あたり排除量＝有収水量÷水洗化人口×1000

上表のとおり一人一日あたり有収水量は微増傾向となっておりますが、将来大幅な増加は見込まれないことが予想されるため、将来における特定環境保全公共下水道事業の一人一日当たりの有収水量は令和2～6年度平均値の411(L/人/日)とします。

(3) 有収水量の予測

将来における有収水量は、将来の水洗化人口に一人一日あたり有収水量を乗じて設定します。以降に将来の有収水量の見通しを示します。

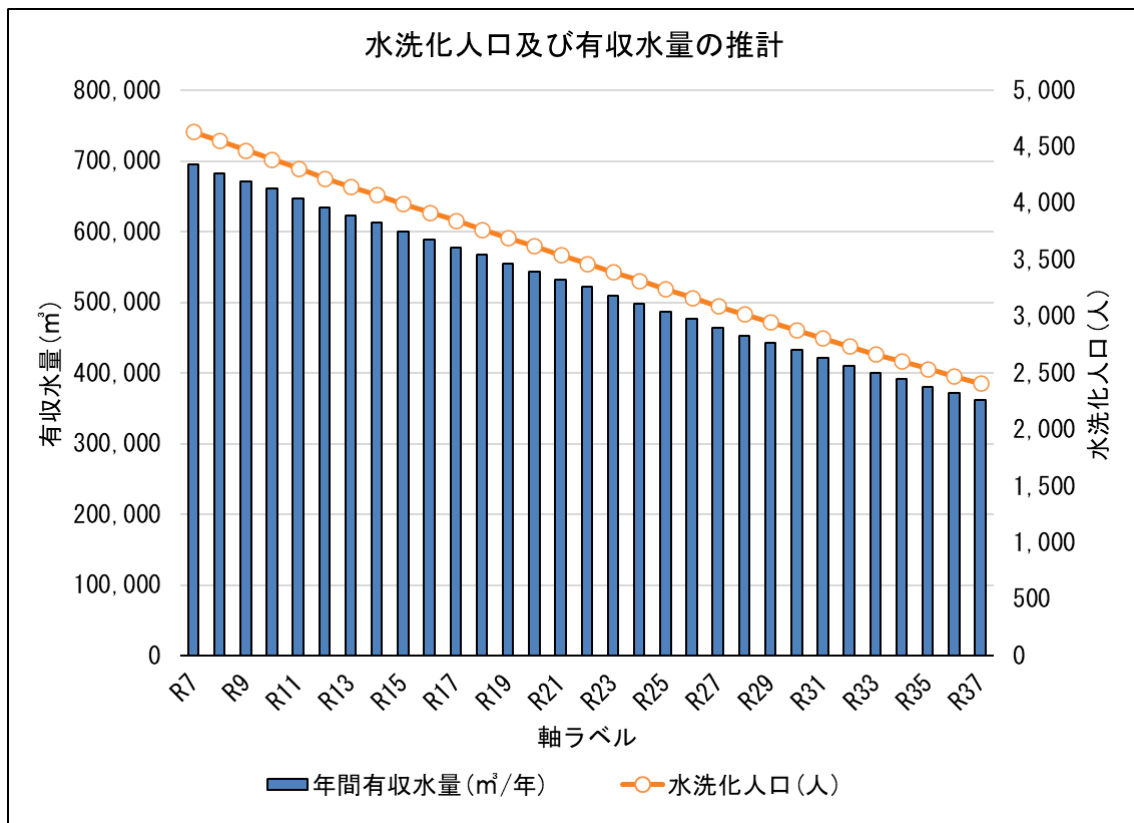


図 3-4 有収水量の見通し

表 3-6 下水道事業における有収水量の予測結果

年度		水洗化人口 (人)	一人一日あたり 排除量(ℓ/日/人)	年間有収水量 (m <sup>3</sup> /年)
和暦	西暦			
R7	2025	4,636	411	695,470
R8	2026	4,554	411	683,168
R9	2027	4,473	411	671,017
R10	2028	4,393	411	660,821
R11	2029	4,311	411	646,715
R12	2030	4,225	411	633,813
R13	2031	4,150	411	622,562
R14	2032	4,076	411	613,136
R15	2033	3,999	411	599,910
R16	2034	3,923	411	588,509
R17	2035	3,849	411	577,408
R18	2036	3,772	411	567,407
R19	2037	3,696	411	554,455
R20	2038	3,623	411	543,504
R21	2039	3,546	411	531,953
R22	2040	3,471	411	522,129
R23	2041	3,395	411	509,301
R24	2042	3,320	411	498,050
R25	2043	3,244	411	486,649
R26	2044	3,169	411	476,700
R27	2045	3,092	411	463,846
R28	2046	3,021	411	453,195
R29	2047	2,952	411	442,844
R30	2048	2,881	411	433,377
R31	2049	2,809	411	421,392
R32	2050	2,739	411	410,891
R33	2051	2,670	411	400,540
R34	2052	2,604	411	391,709
R35	2053	2,539	411	380,888
R36	2054	2,475	411	371,287
R37	2055	2,413	411	361,986

### 3.4 汚水管路施設などの新設計画

本町下水道事業ではほぼ面整備が完了している状況です。

したがって、汚水管渠の新設に係る事業費は本計画では計上しないものとします。

### 3.5 汚水管路施設などの改築計画

汚水管路施設およびマンホールポンプの改築計画については、令和 5（2023）年度に改定されたストックマネジメント計画に基づき設定します。

本町のストックマネジメント計画では、令和 37 年度までに緊急度 I（早急に改築すべき施設）は発生しない想定となっています※。

このため、本計画期間においては、下水道施設の改築に係る事業費は計上しないものとします。

なお、今後、施設の劣化状況の変化や点検結果等により改築の必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行い、対応するものとします。

※「平成 30 年 5 月 多良木町下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託 報告書 P51」

### 3.6 流域下水道建設負担金

流域下水道建設負担金は、熊本県が事業主体となり整備を進めている球磨川上流流域下水道の建設事業に対して、関連市町村が負担する費用です。

なお、負担額は、事業費から国の交付金を控除した後の地方負担分について、市町村ごとの計画流入量割合等を基に算定されています。本町においても流域関連市町の一つとして当該事業に参画しており、流域下水道施設の整備に係る費用の一部を建設負担金として負担しています。

以下に流域下水道建設負担金額の算定結果を以下に示します。

本町下水道事業における令和17年度までの流域下水道建設負担金は令和7年度における負担割合を用いて設定を行いました。

なお、流域下水道建設負担金合計額は「令和7年度熊本県球磨川流域下水道経営戦略見直し」を参考に計上しています。

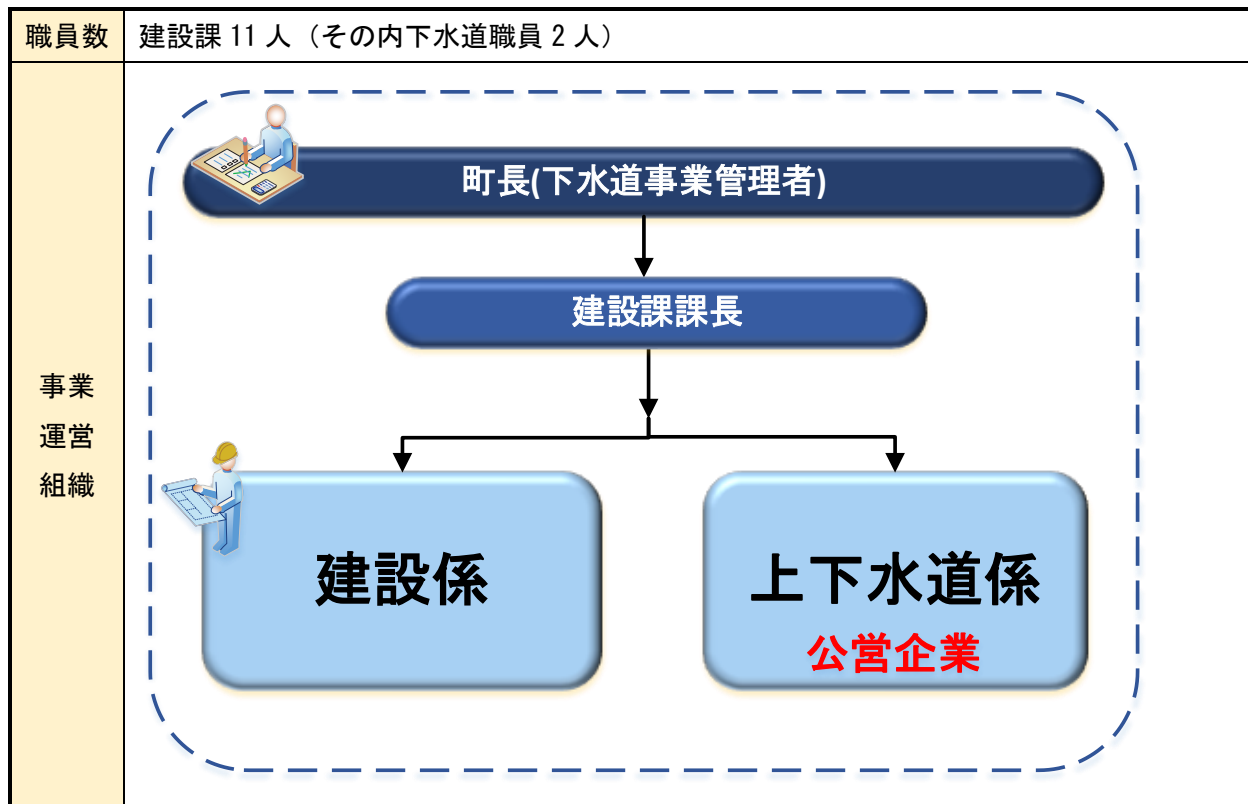
表 3-7 流域下水道建設負担金

年度		市町村 負担分計 (円)	負担割合	流域下水道 建設負担金 (千円)
R7	2025	122,200,000	0.23720	28,986
R8	2026	115,740,500	0.23720	27,454
R9	2027	169,882,000	0.23720	40,296
R10	2028	311,969,500	0.23720	73,999
R11	2029	223,642,000	0.23720	53,048
R12	2030	45,639,500	0.23720	10,826
R13	2031	71,347,000	0.23720	16,924
R14	2032	59,795,000	0.23720	14,183
R15	2033	105,123,000	0.23720	24,935
R16	2034	35,906,000	0.23720	8,517
R17	2035	48,519,000	0.23720	11,509

### 3.7 組織の見通し

現在、下水道事業は、建設課にて事業執行しており、今後も同様の運営を行っていく予定です。

図 3-5 令和 8 年度以降の組織体制表



## 4 経営の基本方針

本町の下水道事業においては、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められています。したがって、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第6次多良木町総合計画」をはじめとし、本町下水道事業に係る関連計画を上位計画として、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

経営の基本方針イメージ図を以下に示します。



図 4-1 多良木町下水道事業経営の基本方針イメージ

## 5 投資・財政計画の策定

### 5.1 収益的収支における諸元設定

#### (1) 収益的収入

##### 1) 下水道使用料

下水道使用料は、「3.3 有収水量の予測」にて推計した有収水量に使用料単価を乗ずることにより算定します。推計に用いる使用料単価は、令和6（2024）年度の有収水量及び下水道使用料から算出します。

本町下水道事業における使用料単価は下表に示すとおりです。

表 5-1 使用料単価実績設定根拠（税抜）

有収水量 ( $\text{m}^3/\text{年}$ )	下水道使用料 (千円)	使用料単価 (令和6年度実績) ( $\text{円}/\text{m}^3$ )
761,609	107,619	141

上表に示した使用料単価を用いて将来の下水道使用料を推計した結果は以降に示す通りとなります。

本町下水道事業における下水道使用料は、人口減少に伴う有収水量の減少により徐々に減少していく見込みです。また、表 5-1 にて示したとおり、令和6（2024）年度で107,619千円ですが、令和37（2055）年度では51,040千円となる見込みで約45,000円の収益減少が予測されます。

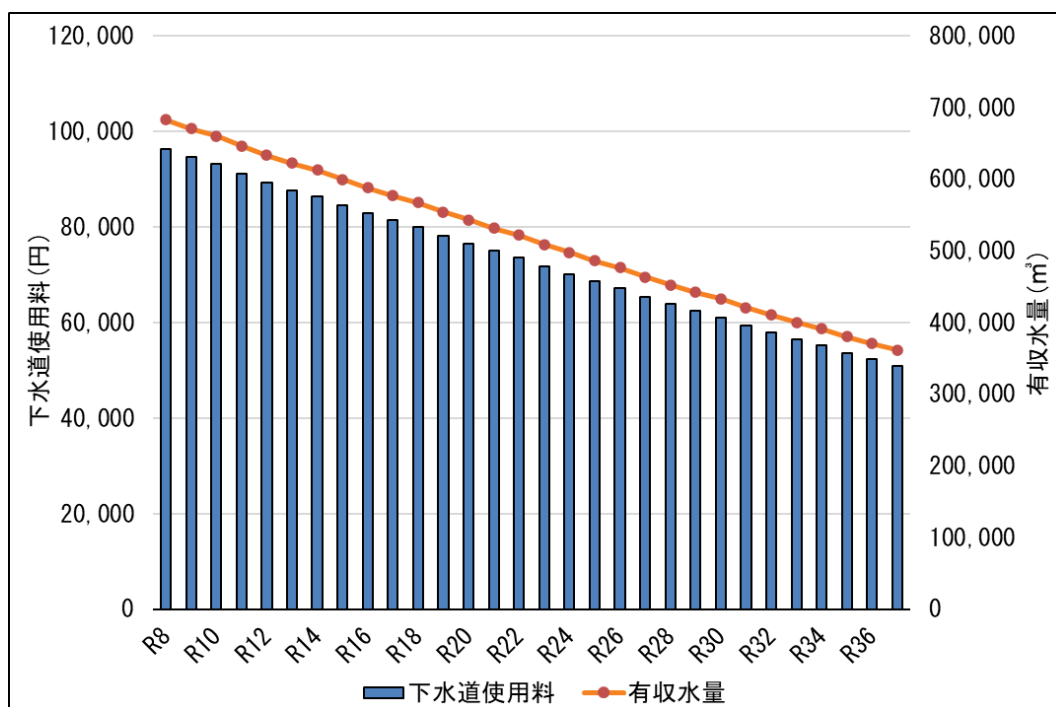


図 5-1 下水道使用料の推計結果

表 5-2 下水道使用料推計

項目		有収水量 (m <sup>3</sup> )	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	下水道使用料 (千円)	備考
R8	2026	128,568	141	96,326	128,568 × 141 ÷ 1,000 = 96,326
R9	2027	127,487	141	94,613	令和 8 年度と同様の手法で算定。
R10	2028	126,753	141	93,175	
R11	2029	125,218	141	91,186	
R12	2030	123,922	141	89,367	
R13	2031	122,841	141	87,781	
R14	2032	122,095	141	86,452	
R15	2033	120,789	141	84,587	
R16	2034	119,708	141	82,979	
R17	2035	118,412	141	81,414	
R18	2036	117,653	141	80,004	
R19	2037	116,251	141	78,178	
R20	2038	115,063	141	76,634	
R21	2039	114,090	141	75,005	
R22	2040	113,211	141	73,620	
R23	2041	111,497	141	71,811	
R24	2042	110,417	141	70,225	
R25	2043	109,228	141	68,617	
R26	2044	108,336	141	67,214	
R27	2045	107,068	141	65,402	
R28	2046	105,987	141	63,900	
R29	2047	104,907	141	62,441	
R30	2048	104,003	141	61,106	
R31	2049	102,530	141	59,416	
R32	2050	101,342	141	57,935	
R33	2051	100,369	141	56,476	
R34	2052	99,561	141	55,230	
R35	2053	98,208	141	53,705	
R36	2054	97,128	141	52,351	

※金額は税抜

## 2) 他会計補助金

収益的収入に係る一般会計繰入金については、毎年総務省より発出される「地方公営企業繰入金について」に基づく「基準内繰入金」、主に収支の不足分に充てる「基準外繰入金」の2種類に大別されます。本町下水道事業における一般会計繰入金対象及び算出方法は次のとおりです。

表 5-3 他会計補助金算出方法

種別	項目	算出方法
基準内	分流式下水道等に要する経費	使用料対象経費から「適正な使用料（150 円/m <sup>3</sup> ）×当該年度の有収水量」を控除して算定
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より利息分を集計(40%を計上)
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より利息分を集計
	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より利息分を集計
基準外	—	

## 3) 長期前受金戻入

長期前受金戻入とは、補助金等を減価償却に応じて収益として計上するものです。本計画では、計画期間において補助対象業務がないため、見込みません。

【参考】分流式下水道に要する経費について

「分流式下水道に要する経費」は、汚水処理に係る費用から「適正と考えられる下水道使用料収益」及び「基準内繰入額」を除いてもなお、回収が困難である費用が対象となり、概念は次のとおりです。また、「適正な下水道使用料」とは、総務省が提言している下水道使用料収益の水準であり、使用料単価（下水道使用料÷有収水量）が150円/m<sup>3</sup>であることを基準として考えられています。

また、使用料単価を150円/m<sup>3</sup>に定めていることについては、一般家庭にて水道を20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金が全国平均で約3,000円/20m<sup>3</sup>（150円/m<sup>3</sup>）※であることを鑑みた基準値となっています。

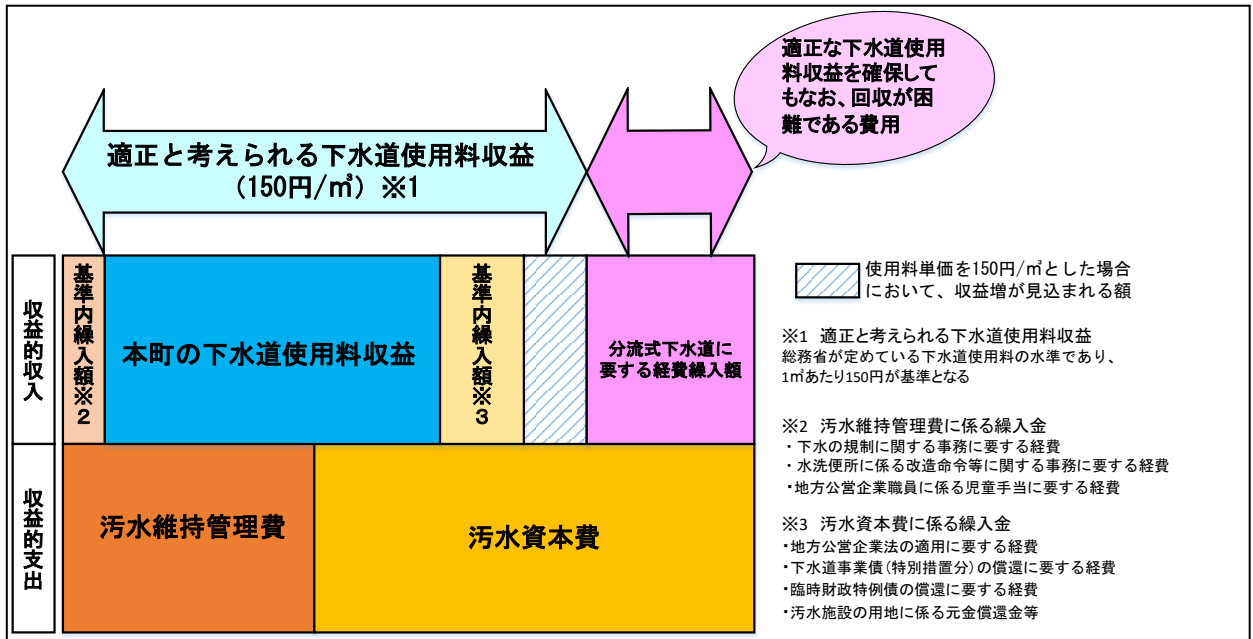


図 5-2 分流式下水道に要する経費のイメージ

※参照資料：「平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村課長合同会議資料」

「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成 26 年 8 月 29 日付総務省公営企業課長等通知)」

(2) 収益的支出

1) 減価償却費

令和 7 (2025) 年度以前取得資産の減価償却費は、固定資産一覧表の減価償却計算を計画期間中延伸することにより算出します。また、下水道事業の令和 8 (2026) 年度以降取得分における施設の耐用年数は、汚水管渠施設 50 年、マンホール形式ポンプ場、処理場に係る土木・建築施設 18 年、機械・電気設備 20 年、浄化槽 28 年、流域下水建設負担金 40 年として推計を行います。

表 5-4 令和 7 年度以降減価償却計算条件

項目	耐用年数	耐用年数根拠	残存価額	償却限度額	償却率
汚水管渠	50 年	通知	10%	95%	0.020
土木・建築施設	18 年	国土	10%	95%	0.055
機械・電気設備	20 年	通知、則	10%	95%	0.050
流域下水道建設負担金	40 年	-	10%	95%	0.025
減価償却費		= (取得価額 - 残存価額) × 償却率			

※残存価額、償却限度額は取得価額に対する割合

※「通知」は「平成 24 年 10 月 19 日 総財公第 99 号 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」を示す。

※「国土」は国土交通省通知(平成 25 年 5 月 16 日 国水下事第 7 号「下水道施設の改築について」)を示す。

※「則」は「地方公営企業法施行規則別表第 2 号」を示す。

※機械・電気設備の耐用年数のうち、機械設備は「通知」、電気設備は「則」に基づき算定。

## 2) 職員給与費

職員給与費は、「給料」、「手当」及び「法定福利費」で構成され、将来的に見込まれる職員数により変動しますが、「3.13 組織の見通し」にて示したとおり、今後職員数の増減は予定しておらず、職員の異動等により増減する可能性があるため、令和7年(2025)度以降についても同様の職員費を計上します。

また、令和7(2025)年度予算の職員給与費は、2人分計上されています。

表 5-5 職員給与費の設定

経費項目	令和7年度 予算 (千円)	令和8年度以降
基本給	5,973	令和7年度予算値を固定
退職給付費	—	令和7年度予算値を固定
その他	4,449	令和7年度予算値を固定
合計	10,422	

## 3) 経費

### ①汚水管渠費、総係費

収益的支出における経費は、下水道施設について主に日常的な維持管理に係る委託料、修繕費等といった汚水管渠費に加え、総係費を計上します。

投資・財政計画における下水道施設の経費は令和7(2025)年度予算値を基本としたうえで、近年の社会情勢を考慮して備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、燃料費、修繕料などの一部科目については年間1%の物価上昇を見込むものとします。

表 5-6 経費の算出方法

経費項目	令和7年度予算 (千円)	令和8年度以降
汚水管渠費	17,388	R7 予算値(物価上昇を考慮) ※職員費を除く
総係費	9,252	R7 予算値(物価上昇を考慮) ※一過性の委託を除く、職員費を除く

## ②流域下水道維持管理負担金について

流域下水道維持管理負担金は、熊本県が管理する球磨川上流流域下水道の処理場や幹線管渠の維持管理に要する費用について、関連町村が負担するものです。負担額は、流域下水道へ流入する汚水量等を基に算定され、各町村の実績に応じて決定されています。

本町においても流域関連町村の一つとして、流域下水道施設の適切な運転管理および水質保全を図るため、維持管理に係る費用の一部を維持管理負担金として負担しています。

流域下水道維持管理負担金算出に用いる単価は球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)を参考に以下の通り設定します。

### ○流域下水道維持管理負担算出式

流域下私道維持管理負担金＝流入水量に応じた維持費管理費＋資本費

・ 流入水量に応じた維持費管理費算出式

＝1 m<sup>3</sup>当りの単価※(円/m<sup>3</sup>)×流入水量(m<sup>3</sup>)

・ 資本費算出式

＝資本費単価※(円/m<sup>3</sup>)×流入水量(m<sup>3</sup>)

※球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)より設定

流域下水道維持管理負担金算出結果を表 5-7、図 5-3 に示します。

表 5-7 流域下水道維持管理負担金算出結果

年度	流入水量 (m <sup>3</sup> )	維持管理分負担金単価 (円/m <sup>3</sup> )	維持管理分負担金 (円)	資本費分単価 (円/m <sup>3</sup> )	資本費 (円)	流域下水道維持管理負担金計 (千円)	
R7	2025	695,470	112	77,892,640	23	15,995,810	93,888
R8	2026	683,168	115	78,564,320	15	10,247,520	88,812
R9	2027	671,017	115	77,166,955	15	10,065,255	87,232
R10	2028	660,821	115	75,994,415	15	9,912,315	85,907
R11	2029	646,715	115	74,372,225	15	9,700,725	84,073
R12	2030	633,813	115	72,888,495	15	9,507,195	82,396
R13	2031	622,562	130	80,933,060	12	7,470,744	88,404
R14	2032	613,136	130	79,707,680	12	7,357,632	87,065
R15	2033	599,910	130	77,988,300	12	7,198,920	85,187
R16	2034	588,509	130	76,506,170	12	7,062,108	83,568
R17	2035	577,408	130	75,063,040	12	6,928,896	81,992

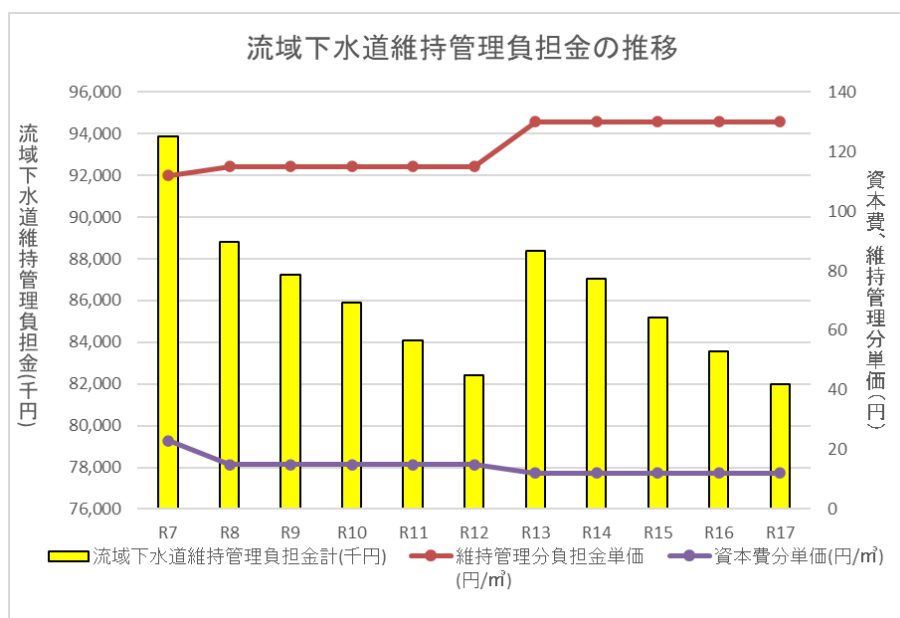


図 5-3 流域下水道維持管理負担金の推移

4) 支払利息

支払利息は、令和 7 (2025) 年度まで発行分は起債台帳の年度別償還額を集計することにより算出します。令和 8 (2026) 年度以降については、建設改良費等に対する企業債発行額を基に償還計算を行うことにより算出します。

表 5-8 支払利息算出手法

科目	種別	算出手法
支払利息	令和 7 年度まで発行分	起債台帳の年度別償還額より集計
	令和 8 年度以降予定分	企業債発行額より償還計算を行い推計

## 5.2 資本的収支における諸元設定

### (1) 資本的収入

#### 1) 企業債

##### ①下水道事業債

一般に建設改良費の主な財源は、国庫補助金、企業債、受益者負担金等からなります。国庫補助金が財源に占める割合(充当率)は対象施設によって異なり、管路施設では最大50%、処理場施設では最大55%となり、残りは自己財源での対応となります。

したがって、令和7(2025)年度以降の下水道事業債は、建設改良費総額から国庫補助金及び受益者負担金を控除して算定します。

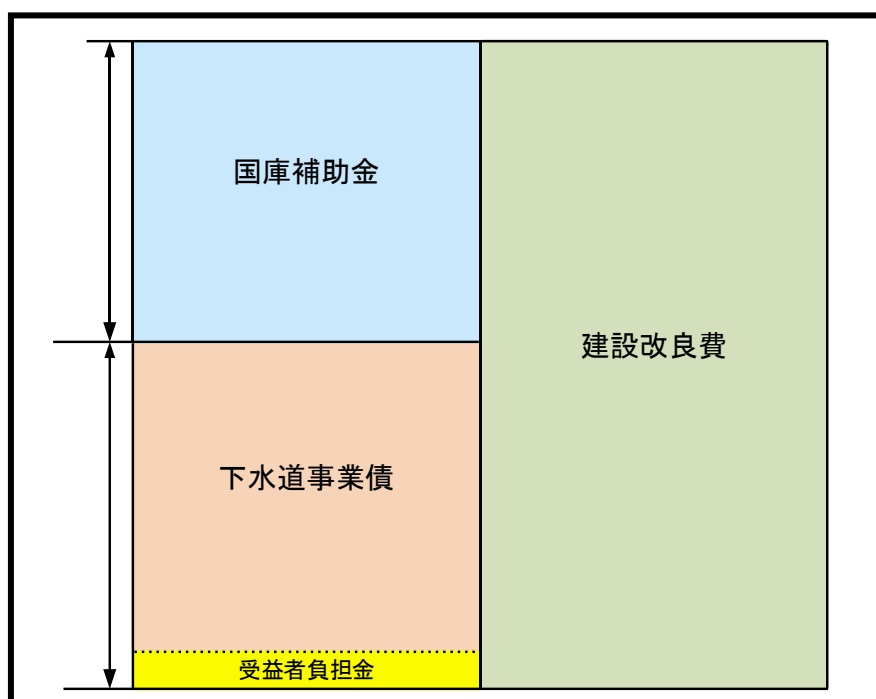


図 5-4 下水道事業における建設改良費に係る財源イメージ

##### ②資本費平準化債

下水道事業における資本費平準化債は、下記の式により発行可能額を算定します。

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{企業債元金償還額} - \text{減価償却費 (長期前受金戻入控除)}$$

## 2) 他会計出資金

資本的収入に係る一般会計繰入金については、収益的収入の他会計補助金と同様、基準内繰入金と基準外繰入金に大別され、算出手法は次表に示すとおりです。

表 5-9 他会計出資金算出手法

種別	項目	算出手法
基準内	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より元金分を集計
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より元金分を集計(40%を計上)
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より元金分を集計
基準外	—	

## 3) 国庫補助金

国庫補助金は、計画期間において該当する事業がないため、計上しません。

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

将来の建設改良費については 3. 将来の事業環境に整理した事業費を採用します。

2) 企業債償還金

令和 7 (2025) 年度以前の借入分は起債台帳の年度別償還額より元金分及び利子分を集計することにより算出します。

また、令和 8 (2026) 年度以降の償還額については下表の条件によるものとし、「4) 建設改良費」にて算定した建設計画に基づいて起債償還計算を行います。

なお、なお、資本費平準化債※については、現時点での財政収支見通しを踏まえ、本町下水道事業では活用を見込まないため計上していません。

表 5-10 令和 8 年度以降借入分起債償還計算条件

種別	下水道事業債	備考
償還期間	30 年	
据置回数	5 回	
支払期数	年 2 回	
償還区分	元利均等方式	
利率	2.1%	直近の実績より設定

【※資本費平準化債について】

資本費平準化債とは、下水道事業における企業債償還金等の資本費負担が特定の年度に集中することを緩和し、世代間の負担の公平化や財政運営の安定化を図ることを目的として発行される地方債です。

これにより、単年度の資本費負担を平準化し、持続的な事業運営に寄与する制度となっています。

### 5.3 基本パターンの考察

直近の施設整備量等を踏まえ、「基本パターン」による財政収支シミュレーションを実施します。

なお、「基本パターン」では、各年度の純利益が0となるよう基準外繰入金を計上する前提としています。

#### (1) 収益的収支について

収益的収入については、令和8（2026）年度以降、人口減少等の影響により下水道使用料が減少する見込みとなっており、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの間に約15,000千円の減少が予想されます。

収益的支出についても、有収水量の減少に伴い減少傾向となっていますが、流域維持管理負担金の単価見直しや物価上昇等の影響を受け、下水道使用料の減少幅と比較すると、その減少は緩やかなものとなっています。

また、減価償却費については、流域下水道維持管理負担金を毎年計上しているため微増傾向となっています。

収益的収支では、主な収益である下水道使用料が減少していく一方、物価上昇流や域下水道維持管理費単価の見直しの煽りを受け、基準内繰入金のみでは賄うことができない状況です。

このため、計画期間を通じて年間平均約32,000千円の基準外繰入金が必要となっています。

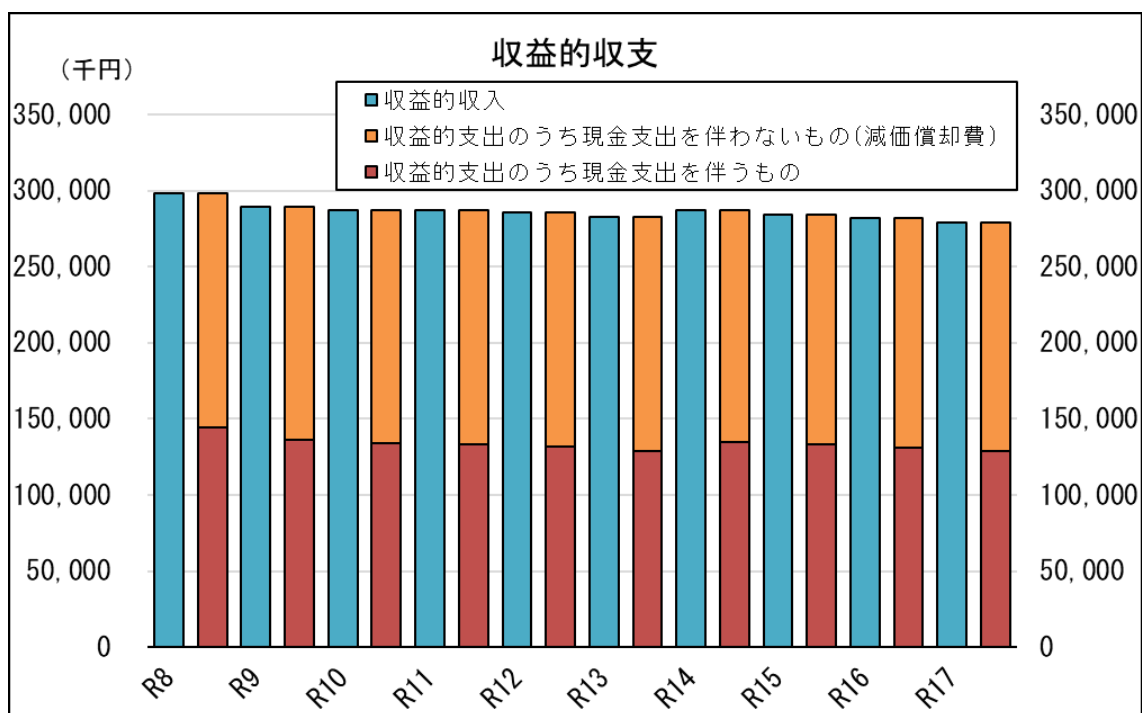


図 5-5 基本パターンによる収益的収支の推移

## (2) 資本的収支について

資本的収入は、主に国庫補助金、企業債および一般会計繰入金（企業債償還金に係る基準内分の一部）で構成されており、当該年度の事業規模に応じて収入額が変動します。

一方、資本的収支における支出は、建設改良費および企業債償還金が計上されるため、計画期間を通じて収入が不足する状況となっています。

しかしながら、この不足額については、「損益勘定留保資金（次頁に詳細を記載）」および「前々年度の純利益」で構成される「補填財源」により補填することが可能となっています。

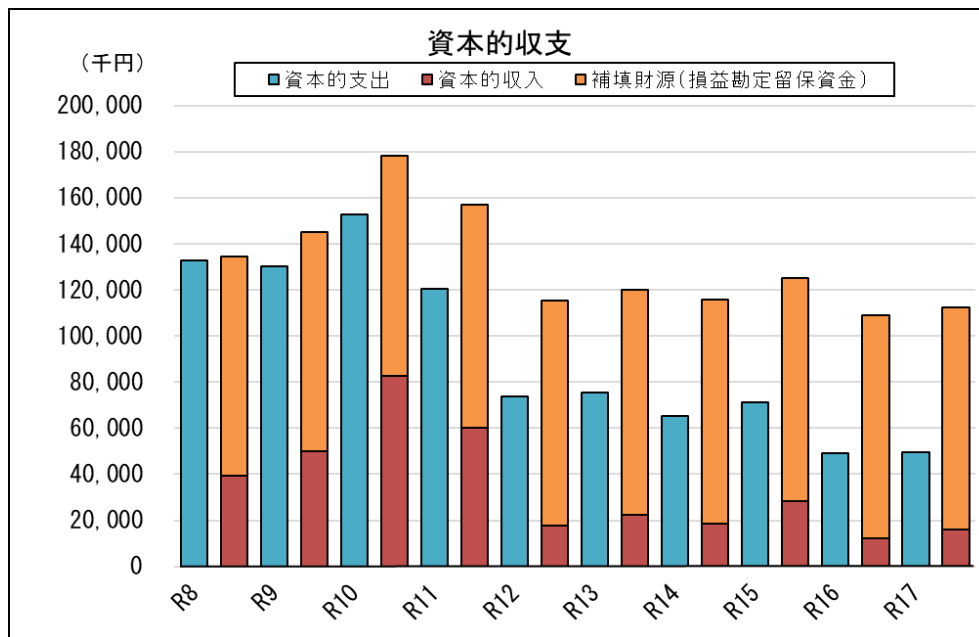


図 5-6 基本パターンによる資本的収支の推移

[補填財源について]

公営企業会計方式では、現金の支出はないものの、資産価値の減少分として費用を計上する減価償却費、同じく現金の収入はないものの、減価償却に伴って長期前受金相当分を収益化する長期前受金戻入があります。「現金を伴わない支出」である減価償却費（長期前受金戻入及び当年度の欠損金を控除）は、「損益勘定留保資金」と呼ばれ、前々年度の純利益と合わせた「補填財源」として資本的収支の不足分に充てられます。

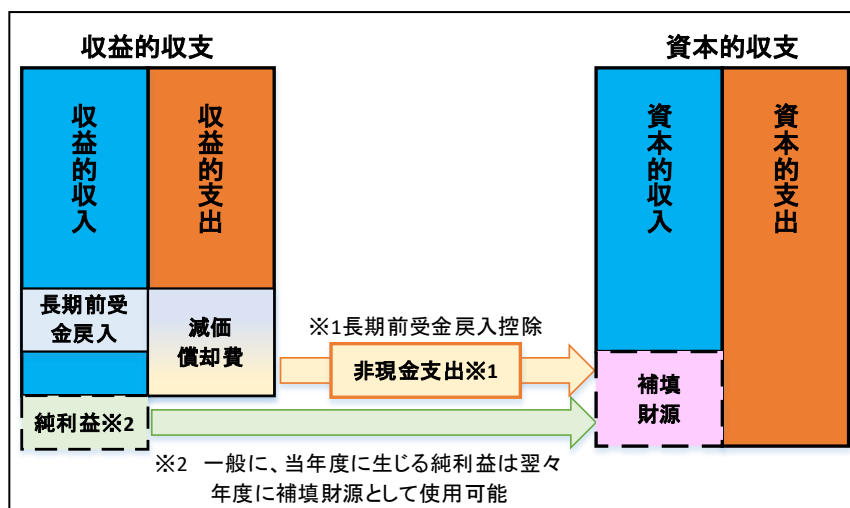


図 5-7 収益的収支、資本的収支の関係性イメージ

(3) 経費回収率について

基本パターンにおける経費回収率は、計画期間を通じて 73%から 69%の範囲で推移し、全体として減少傾向を示しています。これは、流域下水道維持管理負担金単価の増額や、物価上昇に伴う維持管理費の増加が要因であると考えられます。

基本パターンにおける経費回収率の推移を以下に示します。

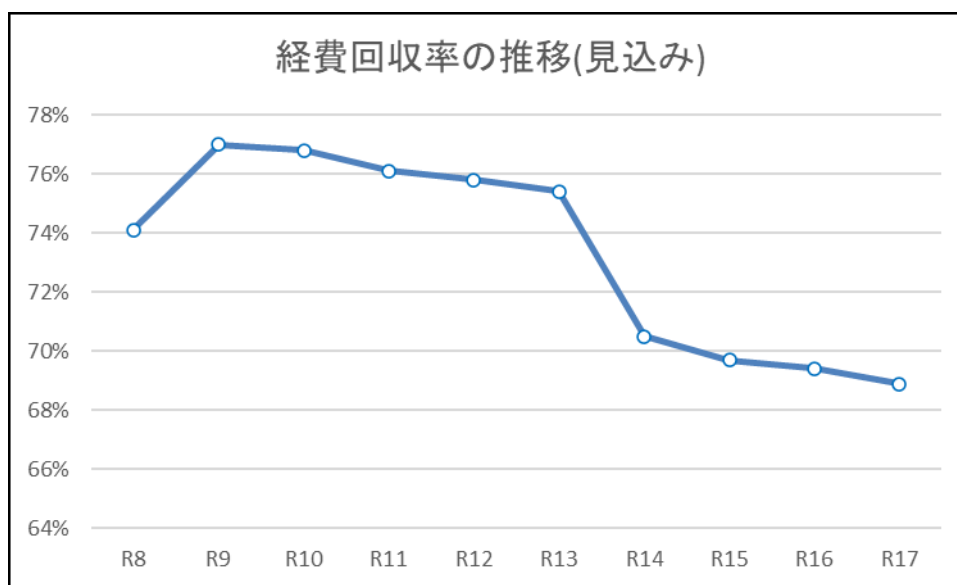


図 5-8 基本パターンによる経費回収率の推移

## 5.4 定量的な業績指標及び目標年限

計画期間である令和 17(2035)年度における定量的な業績指標を以下に示します。

### (1) 経常収支率

経常収支率は当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。本町下水道事業令和 8(2026)年度における経常収支比率(見込み)は 100%を超えており、計画期間の令和 17(2035)年度まで 100%以上を維持することを目標とします。

表 5-11 経常収支比率目標

項目	R8 見込み	目標 R17
経常収支比率(%)	100	100 以上

### (2) 経費回収率

汚水処理に要する経費は経営に伴う収入を充てることが基本であり、下水道使用料等で賄うことが基本的な考え方となります。

計画期間初年度の令和 8(2026)年度における本町下水道事業の経費回収率見込みは 73.4%であり、その後、減少傾向となっています。

物価上昇などの社会情勢を考慮すると、直近で経費回収率を向上させることは困難であると考えられるため、令和 17(2035)年度までに経費回収率を現状維持である 73.4%以上とすることを目標とし、安定的な下水道事業運営を図ります。

表 5-12 経費回収率目標

項目(公共)	R8 見込み	目標 R17
経費回収率(%)	73.4	73.4(現状維持)

## 5.5 収入増加のための具体的取組及び実施時期

### (1) 水洗化率向上に向けた取り組み

本町下水道事業では水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(HP やチラシでの広報活動)を実施します。計画期間である令和 17(2035)年度に 90%を目標として水洗化率向上に取り組めます。

表 5-13 水洗化率目標

項目(公共)	現状(R6)	目標 R17
水洗化率(%)	87.9	90

## 5.6 支出削減のための具体的取組及び実施時期

### (1) 効率的な民間活力の活用について

球磨川上流流域関連公共下水道事業では水質検査業務について、流域下水道事務局が代表して、維持管理業者へ委託を行う事務の共同化を実施しています。

今後も経営の効率化を図るため、令和 17 (2035) 年度までの計画期間中は、引き続き同様の委託形態を継続する方針です。

## 5.7 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成

「5.4 定量的な業績指標及び目標年限」にて設定した運営目標達成に向けて、財政収支シミュレーションを作成します。

本シミュレーションは、「基本パターンの考察」にて作成した基本ケースをベースとし、目標達成に必要な条件を反映させるものとします。

### 【作成方針】

#### (1) 経常収支比率

基本ケースでは、純利益が0となるよう繰入金を設定していることから、同様の作成方針を踏襲することで、経常収支比率100%以上を確保します。

#### (2) 経費回収率

計画期間最終年度である令和17年度において経費回収率の目標値(73.4%)を達成できるよう財政収支シミュレーションを設定します。

具体的には、使用料改定を実施することにより使用料収入を確保し、経費回収率の向上を図ります。

なお、使用料の改定については、使用料改定にかかる準備期間を考慮し、令和10年度に実施するものとします。

段階的改定における使用料単価及び改定率を以下に示します。

表 5-14 使用料単価及び改定率

年度		項目	使用料単価 (円/m <sup>3</sup> )	改定率
R8～R9	2026～2027		141	-
R10～R17	2028～2035		155	10%

使用料を令和10年度に10%改定することにより、経費回収率は令和17年度において約74.3%となり、経費回収率の目標は達成可能であると見込まれます。

次ページ以降に使用料改定後の財政収支シミュレーション考察結果を示します。

## 5.8 改善版財政収支シミュレーションの考察

### (1) 収益的収支について

収益的収支については、基本パターンと同様に純利益が0となるよう繰入金を調整して設定していることから、経常収支100%を確保しています。

使用料収入については、使用料改定を実施するものの、人口減少に伴う有収水量の減少により、令和8年度から令和17年度までの間で約6,800千円の減少が見込まれます。

一方で、令和17年度単年度で見ると、基本パターンと比較して約8,000千円の収入増加が見込まれ、使用料改定による増収効果が確認できます。

収益的収支および下水道使用料の推移を以降に示します。

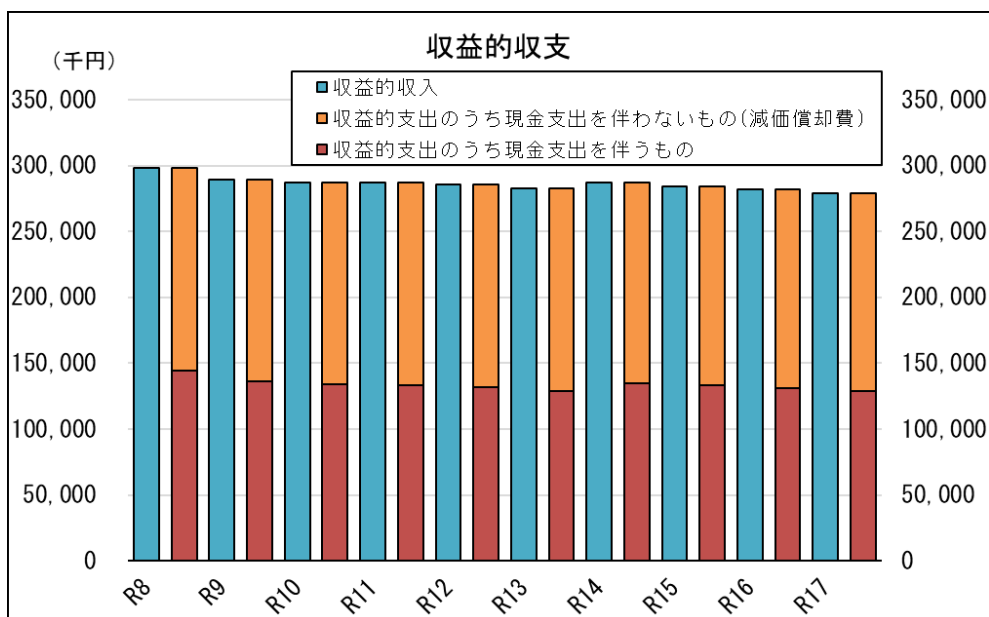


図 5-9 収益的収支の推移（使用料改定後）

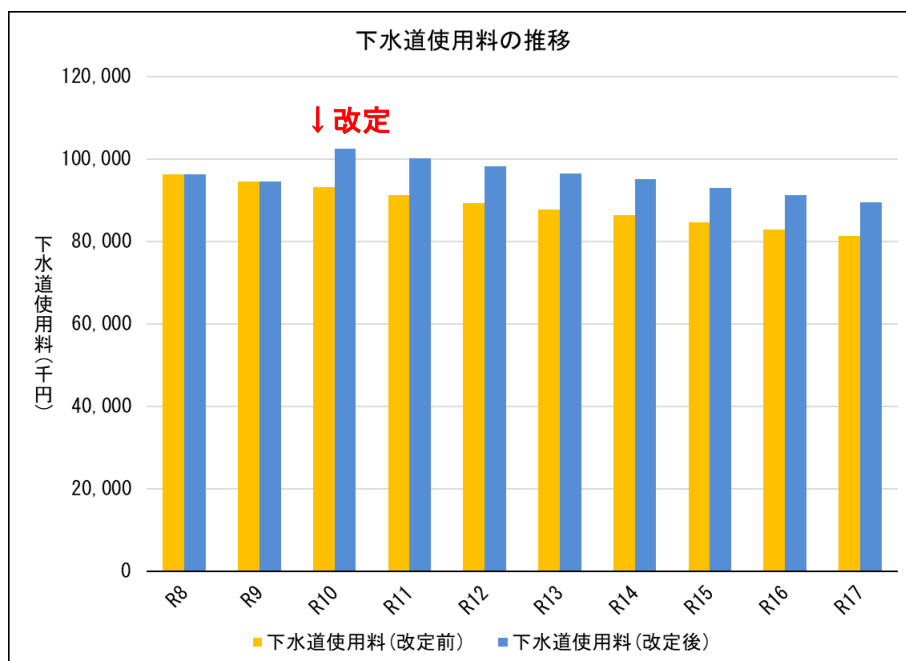


図 5-10 下水道使用料の推移 (使用料改定前・後)

## (2) 資本的収支について

資本的収支については、基本パターンと同様に純利益を0とする前提で設定していることから、補填財源の変動はなく、収支構造に変化は生じていません。

資本的収支の推移を以下に示します。

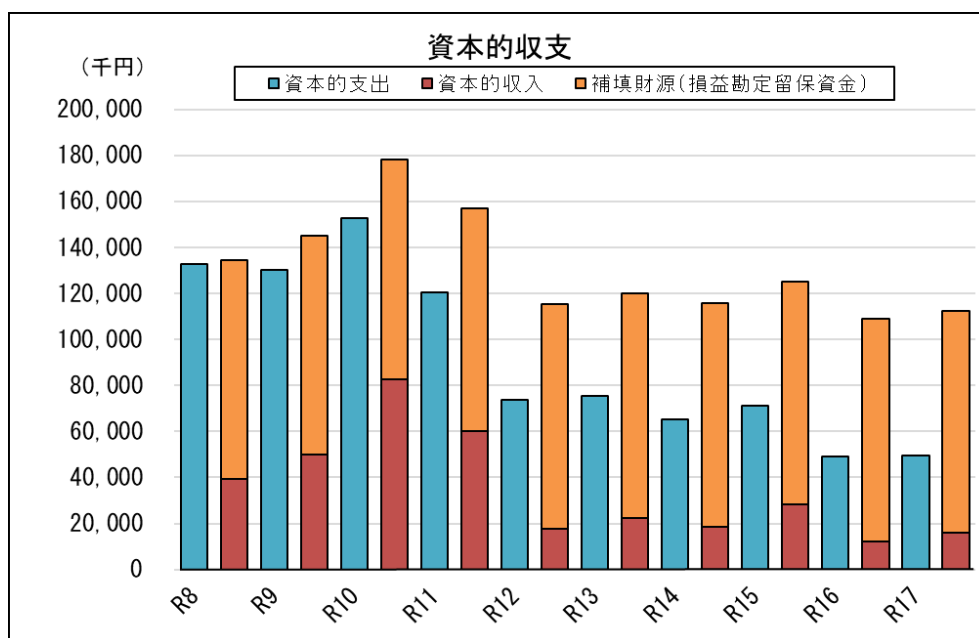


図 5-11 資本的収支の推移 (使用料改定後)

### (3) 経費回収率

経費回収率は、令和 11 年度の使用料改定により一時的に約 83%まで上昇しますが、その後は物価上昇や人口減少および流域下水道維持管理負担金の増加により減少傾向となり、令和 17(2035)年度には約 74%となる見込みです。

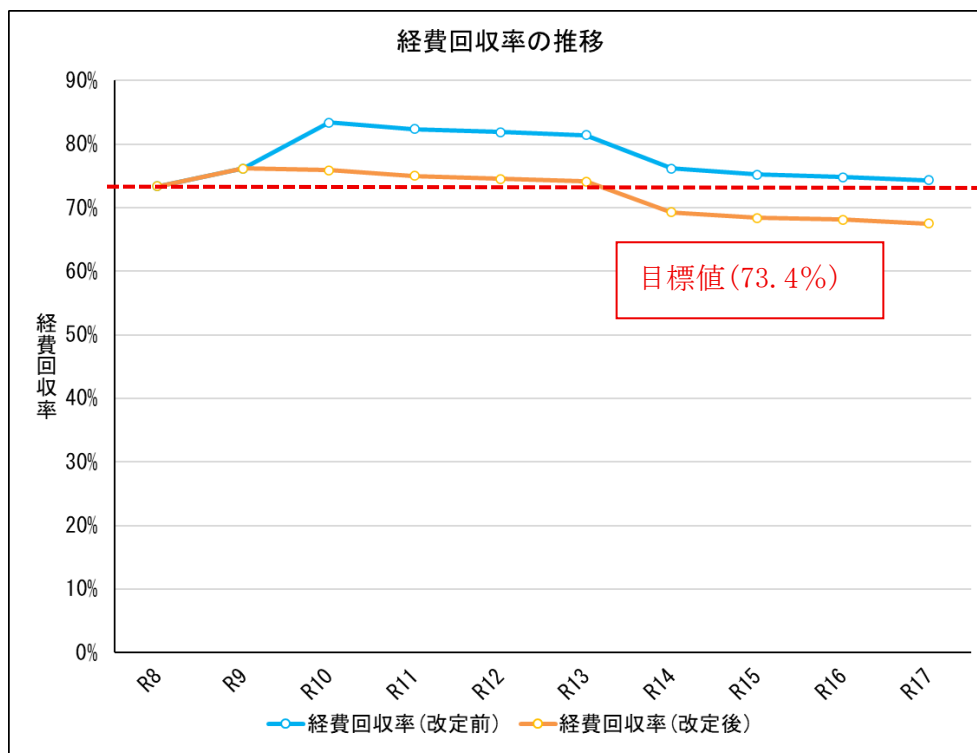


図 5-12 経費回収率の推移 (使用料改定前・後)

### (4) 投資・財政計画表

本経営戦略における投資・財政計画表は次表以降に示すとおりです。





## 6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。

### (1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。  
特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行います。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認します。
- 毎年度の進捗管理の結果をホームページ等で公表します。

### (2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握します。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行います。
- 概ね5年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行います。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定します。

表 6-1 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032	令和 15 2035	令和 16 2036	令和 17 2037
事後 検証		○	○	○	○	計画 見直 し	○	○	○	○	計画 見直 し
改定 作業					●						